

奈良県告示第百二十六号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年四月奈良県告示第五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第四条中「閲覧時間」の下に「若しくは閲覧所の休業日」を加える。